平成２８年（フ）第３２０号
沖縄県中頭郡西原町字幸地981番地　（県営幸地高層住宅２棟702号）
債務者　城間　盛克
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３２１号
沖縄県中頭郡西原町字幸地981番地　（県営幸地高層住宅２棟702号）
債務者　城間　詩織
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第９３号
岐阜県養老郡養老町飯田307番地　サンハイツ飯田　101号室
債務者　安藤　貴子（旧姓三輪・下田）
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第４１９８号
大阪市西成区出城１丁目９番19号
債務者　西田　昌弘
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３４０号
大阪市北区中崎２丁目４番12号　エスコート中崎　805号室、前住所大阪市北区中崎西１丁目８番22号
債務者　亀岡　　寛
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６１９号
大阪府高槻市寿町２丁目35番20号
債務者　粟飯原博樹
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６５０号
大阪府豊中市服部西町３丁目４番17―202号、前住所兵庫県尼崎市東園田町１丁目340番地東園田ハイツ　706号
債務者　岩井亜紀子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６６１号
大阪市港区弁天３丁目２番21号　ポートアメニティ弁天　401号、前住所大阪市港区三先２丁目２番18号　第２港ハイツ　406号
債務者　西村　秀子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８３号
千葉県松戸市根木内677番地の２　特別養護老人ホームマーシイヒル
債務者　三木　啓介
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６１５号
千葉県松戸市稔台３丁目21番地の３　原田マンション304号
債務者　井上　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３０３号
岐阜市柳津町北塚５丁目24番地１（シェラトン広瀬　２Ｄ号室）
債務者　今村　優子（旧姓浜武）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３２０号
岐阜市則武西１丁目６番７号、前住所岐阜市茜部菱野３丁目157番地１　（レオネクストアベル　201号室）
債務者　鈴木　康晴
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５１９号
仙台市太白区上野山１丁目８番27号　ソレイユ101
債務者　後村　麻美（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６０６号
仙台市青葉区栗生２丁目４番地の10　ラフィーネ栗生201
債務者　星　多美子（旧姓氏家）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９２号
茨城県日立市東金沢町２丁目23番20―202号
債務者　大賀　雅美
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第９７号
茨城県日立市みかの原町２丁目18番５号
債務者　柴田　由貴
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第９８号
茨城県日立市東金沢町１丁目３番５号
債務者　高村　春江
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
水戸地方裁判所日立支部